

めて入り、9時30分には死者の情報が入った。しかしモニターしていたテレビの情報がいつもこれらの情報よりも先行していた²⁾。

2) 非常災害対策本部の設置

警察から負傷者情報が入った7時30分、情報は十分ではなかったが、国土庁ではただならぬ事態であると判断して非常災害対策本部の設置手続きを開始した。次いで8時30分に関係省庁連絡会議の開催を決定した。

10時4分には官邸で閣議が開かれ「非常災害対策本部」の設置が決まった。

11時25分には国土庁長官が出席して第1回の連絡会議が開かれ、行方不明者の捜索・救出、早期消火、被害状況の的確な把握、余震に対する厳重な注意など六項目の応急対策を決定している。

12時過ぎから政府・与党首脳連絡会議が開かれ官房長官が「正午現在死者203名」と報告した。

しかしながらこの時期でも首相を先頭に官邸がリーダーシップを取らなければならない緊急事態であるとの認識はなかったようである。

首相の対応は緩慢で、翌18日は財界人との朝食会、さらに文化人との懇談会と平常通りにスケジュールをこなしている。文化人との懇談は時間をオーバーして続けられたが、出席者が心配して「首相、こんなところにいていいんですか」と聞いたのに対し、「いいんです」と落着き払って答えたという³⁾。

今から推察すると発災後30時間も経ったこの時点でも首相はこれが死者6,400人を超す、戦後最大の大震災であり、政府が先頭に立って救助対策に当るべきだとの認識を持ってはいなかったものと思われる。

(2) 本格的対応

次第に被害が拡大していくなかで3日目の1月19日、首相は現地に飛んで視察し、事態の深刻さを知らされた。そして翌20日、北海道・沖縄開発庁長官が地震対策担当大臣に任命され、初めて現地の視察を行なった時点で政府の地震対策が本格的に始動したといえよう。

とられた対策の主なものは次の通りである。

- 1) 現地対策本部の設置（1月22日）本部長国土政務次官
- 2) 地震対策担当大臣特命室の設置
- 3) 激甚災害の指定
- 4) 公費によるガレキ処理を発表
- 5) 応急仮設住宅の建設を発表（4月までに7万戸）
- 6) 中小企業救済策の公表（金利2.5%、利子補給）
- 7) 雇用調整助成金の特例適用（60日間延長）
- 8) 税負担の軽減（所得税還付、法人税・地価税の減税）
- 9) 特別財政支援（2月28日法律により県、市への財政援助）⁴⁾

以上、国レベルの初動態勢とその後の対応についてみてきたが、その問題点は第1に初動の段階で現地からの被害情報の伝達がおそく、災害の全容把握が困難であったため政府の対策実施の体制づくりが遅れたことである。

次に、当時、初動の段階において政府の危機管理体制が極めて弱体であったことがあげられよう。このことは災害対策を所管していた国土庁防災局には当直制もとられず、民間会社の情報連絡員に委嘱されていた事実から明らかである⁵⁾。

第3に、当時は官邸の情報収集体制が整備されていなかったことである。官邸への情報ルートは国土庁防災局からもたらされるルートしかなかったのである。

第4は、大災害時には、アメリカ大統領の場合に見られるように、首相がリーダーシップを発揮し、陣頭指揮をすることが望ましいが、たまたま社会党の党首が首相であったことも影響して、首相の対応は鈍く、最初の2日が無為に経過した。内閣総理大臣は災害対策基本法にもとづいて「緊急災害対策本部」を設置することによって、政令を出して緊急対応が出来ることになっているが、この方途がとられず、「非常災害対策本部」を設

2) 吉井博明『都市防災』講談社 1996年 54-55頁

3) 竹村健一・佐々淳行『日本の危機管理はこれでいいのか』致知出版社 平成7年6月 30頁

4) 小里貞利『震災大臣特命室』読売新聞社 1995年8月 51頁～107頁

5) 吉井博明『都市防災』講談社 1996年 54-55頁